

令和7年度 NHK歳末たすけあい募金特別配分実施要領

1 趣 旨

この要領は、長野県共同募金会(以下「本会」という。)が、日本放送協会(NHK)、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団の共催により令和7年12月1日(月)から25日(木)までの募金運動期間に実施する「第75回NHK歳末たすけあい」の募金を財源として、子どもや障がい児・者等への支援に必要な物品の整備などに対する特別配分を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 配分対象施設・事業所・団体及び事業、配分限度額

特別配分の対象となる施設・事業所及び事業、配分限度額は次表の①から⑦とし、物品整備事業については消費税を含むものとする。

なお、⑥⑦の対象事業については、別途定める実施要項によるものとする。

対象施設・事業所・団体	対象事業	配分限度額	備考
① 地域活動支援センター	就労又は訓練等の日中活動において利用者が使用する物品の整備	1施設・事業所 10万円	社会福祉法人及びNPO 法人の運営施設・事業所
② 児童発達支援事業施設 (放課後等デイサービス)			
③ 障害者グループホーム	NPO 法人の運営施設・事業所		
④ 自立援助ホーム	入居者又は利用者が共用する物品の整備		児童養護施設の物品整備事業は対象外。令和7年度社会福祉施設等整備配分事業の対象として実施済み。
⑤ 児童支援施設等 (乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童心理治療施設等)			
⑥ 児童養護施設	普通自動車免許取得支援		
⑦ 長野県里親会連合会等の団体			

3 配分対象外となる事業及び物品

次に掲げる事業や物品購入は、特別配分の対象外とする。

- (1) 事務用機器(複写機、パソコン、プリンター等)の購入
- (2) 既存施設・設備及び物品の修理・修繕事業
(既存のトイレ、洗面台等の修繕は対象外とする。新規の設置・購入は対象とする。)
- (3) 消耗品類(マスク、消毒液、除菌シート等、繰り返し使用できない物品)の購入
ただし、申請物品の附属品類はこの限りでない。

4 申 請

1 法人(団体)につき、1 施設(事業所)の申請とする。

配分申請書に関係書類を添付し、通知に定める期日までに郵送により本会に提出する。

5 配分金の決定、交付

- (1) 運動期間終了後、速やかに配分額を決定し、令和8年2月上旬に配分金を交付する。
- (2) 募金実績が配分申請総額に達しない場合は、配分金の減額調整を行うことがある。

6 配分金の交付条件

次に掲げる条件により配分金を交付するものとする。

- (1) 本会からの配分決定通知を受領する前に、事業を実施しないこと。
- (2) 令和8年3月末日までに事業を完了(配分金の支出)すること。
- (3) 配分事業を中止する場合は、事前に本会の確認を得ること。
- (4) 配分決定通知の受領後に申請物品を変更する場合は、変更する物品のカタログ(写真)及び見積書を実施報告書提出時に他の添付書類と併せて提出すること。
- (5) 本会の配分により購入した1点 10 万円以上の物品については、購入年度の翌年度から5年間を本会管理期間とする。管理期間中にやむを得ず改造・処分等の必要が生じた場合は、速やかに本会に照会を行い、指示を受けること。
- (6) 会計処理について法人・団体の経理規程等に基づき、適切な経理事務を行うこと。
なお、前記に該当しない団体等は、配分金の管理及び使途に関する会計帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておくこと。
- (7) 次の方法により寄付者への周知を行うこと。
 - ア 取得物品に、本会指定の配分明示シールを貼付すること。
 - イ ホームページ、機関紙及び保護者通信などにおいて、取得した物品等を「NHK歳末たすけあい募金」で購入したことを明記すること。
- (8) 本会からの指示により、関係者等への礼状を送付すること。

7 事業の実施

事業の実施は、本会からの配分決定通知を受領後、直ちに行うものとする。

8 事業の報告

事業完了後、1 か月以内に「様式4 実施報告書」を提出する。

9 配分金の返還

本要領に違背した場合は、配分金の返還を求めることとする。